

広島県選挙管理委員会告示第五十号

公職選挙法による選挙運動等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十九年七月五日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

公職選挙法による選挙運動等に関する規程の一部を改正する規程

公職選挙法による選挙運動等に関する規程（昭和三十四年広島県選挙管理委員会告示第十号）の一部を次のように改正する。

第三十一号の様式その二を次のように改める。

第三十一号の二様式

その二 参議院比例代表選出議員の選挙

平成 年 月 日執行 参議院比例代表選出議員選挙 参議院名簿届出政党等名称等及び参議院名簿登載者氏名揭示 何市(区) (町) 選挙管理委員会			
(ふりがな) 参議院名簿登載者の氏名	(ふりがな) 略称	(ふりがな) 参議院名簿届出 政党等の名称	

備考

- 一 参議院名簿届出政党等の名称等の揭示は、公職選挙法第七十五条第三項から第五項までの規定による順序に従い、上から行うものとする。
- 二 「参議院名簿届出政党等の名称」、「略称」及び「参議院名簿登載者の氏名」の欄はこの組み合わせにより必要に応じて二列以上にすることができ、この場合の掲載の順序は右列上段をひとし、下に順を追って左列上段に至り、以下これにならうものとする。
- 三 「参議院名簿届出政党等の名称」、「略称」及び「参議院名簿登載者の氏名」については、縦書きとすること。この場合においては、名簿による候補者届出書の記載に従って、ふりがなを付すこと。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。